

# 兵庫県の最低賃金



## 最低賃金・賃金引上げに向けた支援を強化しています

業務改善助成金など賃金の引き上げに向けた各種支援策を「最低賃金に関する特設サイト」において紹介しています。  
詳しくは、特設サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」をご覧ください。

**兵庫労働局** ホームページアドレス  
<https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>



**最低賃金に関する特設サイト**  
<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>



- 各最低賃金の発効日が異なりますので、発効日を確認してください。
- 業務・年齢等により特定(産業別)最低賃金の適用が除外され兵庫県最低賃金が適用される場合があります。
- 詳しいことは兵庫労働局労働基準部賃金室(TEL 078-367-9154)又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。